

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 4 月 23 日（火）第2900号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○保安林の指定	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定施業要件の変更	（森づくり推進課取扱い）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示	（森づくり推進課取扱い）	2
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（4件）	（社会福祉課取扱い）	2
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（4件）	（社会福祉課取扱い）	3
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（4件）	（社会福祉課取扱い）	4
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	6
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	6
○土地改良区管理規程の認可	（農地整備課取扱い）	6
○土地改良区管理規程の変更の認可	（農地整備課取扱い）	7
○基本測量の終了（3件）	（監理課取扱い）	7
○土地区画整理事業の換地処分	（都市計画課取扱い）	7

公 告

○平成25年度狩猟免許試験公告	（自然保護課取扱い）	8
○平成25年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告	（自然保護課取扱い）	10
○一般競争入札の参加者の資格に関する公告	（県立病院課取扱い）	12
○一般競争入札公告	（県立大島病院取扱い）	14

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○政治団体の名称等の公表	（選挙管理委員会取扱い）	16
○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）	（選挙管理委員会取扱い）	22

公 安 委 員 会 告 示

○遊技機の型式の検定の告示	（生活環境課取扱い）	22
---------------	------------	----

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 487 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年 4 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 保安林の所在場所
日置市吹上町永吉字石之野迫7766番，字虎殿迫7788番，7789番4
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は，定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第488号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 4 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
肝属郡錦江町神川字城ヶ崎68番1, 69番, 字城ノ下752番3
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第489号

平成25年 3 月 22 日鹿児島県告示第305号（以下「告示第305号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を始良市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年 4 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
		指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
上村清人	始良市蒲生町白男字一ノ渡3562番8	告示第305号の変更後の
片山又之助	始良市蒲生町白男字犬野尻3529番8	指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第490号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年 4 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

訪問看護ステーション及び老人訪問看護ステーション		廃止年月日
名 称	所 在 地	
訪問看護ステーション鹿屋長寿園	鹿屋市下祓川町1800番地	平成25年 3 月 31 日

鹿児島県告示第491号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年4月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		廃止年月日
名 称	所 在 地	
ひまわり在宅ケアステーション	鹿屋市寿五丁目22番25号	平成25年2月28日
訪問看護ステーション鹿屋長寿園	鹿屋市下祓川町1800番地	平成25年3月31日

鹿児島県告示第492号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年4月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃止年月日
名 称	所 在 地	
居宅介護支援事業所ひまわり	鹿屋市寿五丁目22番25号	平成25年2月28日

鹿児島県告示第493号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けたあん摩マッサージ指圧師から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年4月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	住 所	廃止年月日
飯川幸弘	霧島市福山町福山1925	平成25年2月28日

鹿児島県告示第494号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年4月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
南さつま調剤薬局	南九州市川辺町永田4164-14	平成25年3月1日
松岡救急クリニック	南九州市川辺町永田4164-8	平成25年3月1日
グリーンティ調剤薬局	南九州市頰娃町別府331番地	平成25年3月1日

鹿児島県告示第495号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の

自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年4月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	
ケアコールセンター鹿屋長寿園	鹿屋市下祓川町1808番地1	平成25年3月11日
ヘルパーステーションとなり組	薩摩川内市大小路町43番17号	平成25年3月7日
小規模多機能ホームこころ	熊毛郡中種子町野間11279番地	平成25年3月11日
小規模多機能型居宅介護徒然館	指宿市大牟礼四丁目4番19号	平成25年3月15日
デイサービス和月	奄美市名瀬古田町3番地13	平成25年3月6日
社会福祉法人西之表市社会福祉協議会「生きいきデイサービスセンター」	西之表市桜が丘7779番地94	平成25年4月1日

鹿児島県告示第496号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年4月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	
ケアサポートセンターみどり	薩摩川内市大小路町43番17号	平成25年3月6日
指定居宅介護支援事業所なら	奄美市名瀬久里町10番7号	平成25年4月1日

鹿児島県告示第497号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成25年4月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	住 所	指定年月日
飯川幸弘	霧島市国分新町一丁目6-52-9	平成25年3月1日

鹿児島県告示第498号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成25年4月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定医療機関の名称及び所在地

曾於医師会立病院
曾於市大隅町月野894

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
名称	曾於郡医師会立病院	曾於医師会立病院	平成25年4月1日

鹿児島県告示第499号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成25年4月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地

社会医療法人鹿児島愛心会デイサービス朝仁
奄美市名瀬矢之脇町10番地6第3里見ビル1階

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業所の所在地	奄美市名瀬朝仁新町11番37号	奄美市名瀬矢之脇町10番地6第3里見ビル1階	平成24年4月1日

鹿児島県告示第500号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成25年4月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地

有限会社訪問介護事業所わかば
奄美市名瀬港町15番1号

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業所の所在地	奄美市名瀬長浜町11番10号	奄美市名瀬港町15番1号	平成24年10月1日

鹿児島県告示第501号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成25年4月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地

ライフケアわかば
奄美市名瀬港町15番1号

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業所の所在地	奄美市名瀬長浜町11番10号	奄美市名瀬港町15番1号	平成24年10月1日

在地	番10号	1号	
----	------	----	--

鹿児島県告示第502号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年4月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション南天園	始良市蒲生町下久徳543番地2	社会福祉法人建昌福祉会	始良市東餅田2602番地	伊東 安男	平成25年4月15日	訪問看護

鹿児島県告示第503号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年4月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション南天園	始良市蒲生町下久徳543番地2	社会福祉法人建昌福祉会	始良市東餅田2602番地	伊東 安男	平成25年4月15日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第504号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、平成25年3月15日付けで東串良町林田土地改良区の昭和頭首工管理規程を認可した。

なお、昭和頭首工管理規程の概要は、次のとおりである。

平成25年4月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 貯水、放流又は取水に関する事項

(1) 水位

上限 標高7.50メートル

下限 標高6.00メートル

(2) 計画取水量

期間 区分	3月20日から 4月3日まで	4月4日から 10月21日まで	10月22日から 3月19日まで
最大取水量	毎秒0.924立方メートル	毎秒0.732立方メートル	毎秒0.237立方メートル

2 点検及び整備に関する事項

(1) 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、えん堤等の操作に必要な器具等を良好な状態に保つための点検整備を行う。

(2) 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行い、危険防止等に努める。

3 緊急事態における措置に関する事項

(1) 洪水時においては、管理者は、職員を担当部署に配置し、情報の収集を行い、ゲート並びにゲートを操作するために必要な機械及び器具の点検整備、予備電源設備の試運転その他頭首工の操作に関し必要な措置を講じる。

(2) 干ばつ時においては、管理者は、水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置を講じる。また、必要な場合には、関係機関と協議する。

鹿児島県告示第505号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、平成25年3月15日付けで東串良町林田土地改良区の頭首工管理規程の変更を認可した。

なお、変更後の林田頭首工管理規程の概要は、次のとおりである。

平成25年4月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 貯水、放流又は取水に関する事項

(1) 水位

上限 標高13.65メートル

下限 標高12.20メートル

(2) 計画取水量

期間 区分	4月2日から 4月4日まで	4月5日から 4月20日まで	4月21日から 10月21日まで	10月22日から 4月1日まで
最大取水量	毎秒0.420立方 メートル	毎秒2.839立方 メートル	毎秒2.626立方 メートル	毎秒0.420立方 メートル

2 点検及び整備に関する事項

(1) 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、えん堤等の操作に必要な器具等を良好な状態に保つための点検整備を行う。

(2) 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行い、危険防止等に努める。

3 緊急事態における措置に関する事項

(1) 洪水時においては、管理者は、職員を担当部署に配置し、情報の収集を行い、ゲート並びにゲートを操作するために必要な機械及び器具の点検整備、予備電源設備の試運転その他頭首工の操作に関し必要な措置を講じる。

(2) 干ばつ時においては、管理者は、水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置を講じる。また、必要な場合には、関係機関と協議する。

鹿児島県告示第506号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成24年8月10日鹿児島県告示第933号で告示した基本測量の実施は、平成25年3月29日終了した旨の通知があった。

平成25年4月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第507号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成24年11月30日鹿児島県告示第1294号で告示した基本測量の実施は、平成25年3月29日終了した旨の通知があった。

平成25年4月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第508号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成25年2月15日鹿児島県告示第141号で告示した基本測量の実施は、平成25年3月29日終了した旨の通知があった。

平成25年4月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第509号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、鹿児島市から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成25年 4 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 土地区画整理事業の名称
鹿児島都市計画事業原良第二地区土地区画整理事業
- 2 換地処分の年月日
平成25年 4 月 11 日

公 告

平成25年度狩猟免許試験公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成25年 4 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験の場所、期日及び開始時刻

(1) 第1回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局本庁舎（鹿児島市小川町3番56号）	平成25年 7 月 28 日（日）	午前 9 時
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町8番地13）		
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町1番22号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）		
鹿児島県大隅地域振興局本庁舎（鹿屋市打馬二丁目16番6号）		
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）		
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）		

(2) 第2回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	平成25年 8 月 25 日（日）	午前 9 時
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）		
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）		
鹿児島県大隅地域振興局曾於庁舎（曾於市大隅町岩川5677番地）		
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）		
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）		

2 受験資格

鹿児島県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 20歳に満たない者
- (2) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動

する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 受験しようとする狩猟免許と同一の種類の免許を法第52条第2項第1号の規定により取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

3 受験手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 2の(2)から(4)までに該当する者でない旨の医師の診断書

（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

オ 狩猟免許申請手数料 5,200円（法第49条各号のいずれかに該当する者にあつては、3,900円）（5,200円分又は3,900円分の鹿児島県収入証紙を免許申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許申請手数料は返還しない。）

カ 80円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回試験を受けようとする者

平成25年6月17日（月）から同年7月12日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回試験を受けようとする者

平成25年7月16日（火）から同年8月9日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許申請書の用紙の交付

免許申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許申請書を受理し、受験資格があると認められた者に対して試験の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において試験を受けること。

なお、試験を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された試験の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された試験の期日の3日前（その日が休日のときは、その前日）までになされた場合に限り受け付ける。

(3) 第1回試験又は第2回試験に合格した者には、後日狩猟免許状を交付する。

- (4) 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消し、狩猟免許を返還させる。
- (5) 狩猟免許試験に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話099-286-2111内線2616）、各地域振興局、各支庁、社団法人鹿児島県猟友会（電話099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

平成25年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項の規定により適性試験を、同条第4項の規定により講習を次のとおり実施する。

平成25年4月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 適性試験及び講習の場所、期日及び開始時刻

(1) 第1回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）	平成25年7月2日（火）	午前9時
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	平成25年7月4日（木）	
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町8番地13）	平成25年7月7日（日）	
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）	平成25年8月4日（日）	
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）	平成25年7月11日（木）	
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町1番22号）	平成25年8月4日（日）	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）	平成25年7月19日（金）	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）	平成25年8月4日（日）	
鹿児島県大隅地域振興局曾於庁舎（曾於市大隅町岩川5677番地）	平成25年7月5日（金）	
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）	平成25年8月4日（日）	
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）	平成25年7月9日（火）	
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）	平成25年7月1日（月）	
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）	平成25年7月7日（日）	
徳之島町役場（大島郡徳之島町亀津7203番地）	平成25年7月18日（木）	

(2) 第2回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁講堂（鹿児島市鴨池新町10番1号）	平成25年9月1日（日）	午前9時

2 対象者等

鹿児島県内に住所を有し、平成25年9月14日まで有効である法第43条の狩猟免許又は法第51条第3項の規定により更新された狩猟免許を受けている者で、その狩猟免許（以下「更新対象免許」という。）の更新を受けようとするもの

なお、更新対象免許と種類及び有効期間が満了する日の異なる狩猟免許を併せて受けている者は、当該更新対象免許の更新の際に、当該更新対象免許以外の狩猟免許についても更新することができる。

3 適性試験及び講習を受けるための手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ (ア)から(イ)までに該当する者でない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

(ウ) 統合失調症，そううつ病（そう病及びうつ病を含む。），てんかん（発作が再発するおそれがないもの，発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し，又はその判別に従って行動する能力を失わせ，又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(イ) 麻薬，大麻，あへん又は覚せい剤の中毒者

(ウ) 自己の行為の是非を判別し，又はその判別に従って行動する能力がなく，又は著しく低い者（ウ)又は(イ)に該当する者を除く。）

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルのもので，その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

オ 狩猟免許更新申請手数料 2,800円（2,800円分の鹿児島県収入証紙を免許更新申請書に貼り付けて提出すること。なお，提出書類等を受理した後は，狩猟免許更新申請手数料は返還しない。）

カ 80円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお，送付の方法により提出する場合は，封筒の表面に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書し，書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回適性試験及び講習を受けようとする者

平成25年5月13日（月）から各場所の適性試験及び講習の期日の10日前（その日が休日のときは，その前日）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回適性試験及び講習を受けようとする者

平成25年7月22日（月）から同年8月16日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお，送付の方法により提出する場合は，それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許更新申請書の用紙の交付

免許更新申請書の用紙は，鹿児島県環境林務部自然保護課，各地域振興局，各支庁，社団法人鹿児島県猟友会，同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお，免許更新申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は，宛先及び郵便番号を明記し，80円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許更新申請書を受理し，受験資格があると認められた者に対して適性試験及び講習の場所及び期日を指定した受験票を交付するので，指定された場所及び期日において適性試験及び講習を受けること。

なお，適性試験及び講習を受ける際は，受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された適性試験及び講習の場所又は期日の変更を希望する場合は，提出書類等の提出先に対する申出により，その変更を認める。

なお，変更の申出は，指定された適性試験及び講習の期日の3日前（その日が休日のときは，その前日）までになされた場合に限り受け付ける。

(3) 第1回適性試験又は第2回適性試験に合格した者には，更新を申請した者の現に有する

狩猟免許と引換えに、新たな狩猟免許を後日交付する。

- (4) 狩猟免許更新に係る適性試験及び講習に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話099-286-2111内線2616）、各地域振興局、各支庁、社団法人鹿児島県猟友会（電話099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

.....
一般競争入札の参加者の資格に関する公告

平成25年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成25年4月23日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

1 調達をする物品等の種類

(1) 種類

物品（医療機器類）の購入

(2) 名称

全身用X線CT診断装置 一式

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (2) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99条）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

ア 所定の営業概要書

- イ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- ウ 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）
- エ 納税証明書
- （ク）消費税について未納の税額がないことの証明書
- （イ）鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するものにあつては、主たる営業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書
- オ 印鑑証明書
- カ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し）
- キ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係（行政庁舎1階）
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
- (3) 申請書類の受付期間
平成25年4月23日から同年5月17日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
次のアからカまでのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 資格審査要綱第6条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消され、その取消の日から2年を経過していない者
- ウ 営業開始後2年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後2年を経過していないもの。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- エ 暴力団
- オ その役員等が、次のいずれかに該当する法人又は個人
- （ク）暴力団員
- （イ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- （ウ）暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- （エ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （オ）暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- カ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便又は信書便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から平成26年9月30日までとする。
- 5 入札の公示の方法
入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年4月23日

県立大島病院長 眞田純一

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
全身用X線CT診断装置 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
県立大島病院

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 一般競争入札の参加者の資格に関する公告（平成25年4月23日鹿児島県公報第2900号登載）により示した全身用X線CT診断装置に係る知事の入札資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

県立大島病院救命救急センター設立準備室
奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成25年6月13日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年6月14日午後1時30分

イ 場所 県立大島病院医局研究室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 9 最低制限価格
設定しない。
- 10 契約書案の提出
落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
県立大島病院救命救急センター設立準備室
奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015
電話番号 0997-52-3611
ファックス番号 0997-53-9017
- 12 その他
この調達は，世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 13 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
X-ray CT diagnostic unit for the whole body:1Set
 - (2) DELIVERY PERIOD:
As specified in the tender explanation form
 - (3) DELIVERY PLACE:
Kagoshima Prefectural Oshima Hospital
 - (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 13 June 2013
 - (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Emergency and Critical care center Preparatory Division
Kagoshima Prefectural Oshima Hospital
18-1 Nazemanatsu-Cho, Amami City, Kagoshima Prefecture 894-0015 Japan
TEL 0997-52-3611
FAX 0997-53-9017

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，同法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，同法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体，同法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同法第19条第3項の規定による資金管理団体の異動又は指定の取消しの届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

平成25年4月23日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 設立の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
日本維新の会鹿児島県総支部	山之内 毅	佐藤 友照	鹿児島市草牟田二丁目4-1リバーウォーク草牟田1階	平成25年4月8日

イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党鹿児島県参議院選挙区第五十一支部	尾辻 秀久	村岡 淳雄	鹿児島市鴨池新町11-5鴨池ニュータウンビル701	平成25年3月11日
日本維新の会参議院鹿児島県選挙区第1支部	岩重 仁子	岩重 俊子	鹿児島市加治屋町1-9柿本寺ビル1階	平成25年4月8日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
浪瀬敦郎後援会	浪瀬 敦郎	浪瀬 仁	肝属郡南大隅町根占川南3304	平成25年2月4日
松元ゆうじ後援会	松元 勇治	松元 正美	肝属郡南大隅町根占川北309	平成25年2月5日
鹿児島県介護政治連盟	黒木 隆之	肥後 秀憲	鹿児島市山田町2017-1	平成25年2月14日
亀澤中後援会	亀澤 信二	前平 守	始良郡湧水町木場2441-12	平成25年2月18日
岩水豊後援会	岩水 博視	岩水 恵利子	曾於市大隅町月野5704-1	平成25年3月1日
橋元義嗣後援会	平谷 元一	福永 賢治	始良郡湧水町川西2614-1	平成25年3月1日
きしらみつひろ後援会	大園 敏彦	岸良 泉	薩摩郡さつま町宮之城屋地2232-1	平成25年3月4日
米丸文武後援会	畑井田 貞雄	米丸 きよ子	薩摩郡さつま町求名11216	平成25年3月5日
上村龍生後援会	成松 博之	田崎 良一	曾於市大隅町岩川6321-2	平成25年3月11日
宮原ひろみ後援会	宮原 広己	宮原 健治	肝属郡南大隅町根占川北39-3	平成25年3月12日
畠中ひろき後援会	畠中 弘紀	畠中 実弘	日置市伊集院町郡1474-1	平成25年3月15日
出水大智後援会	出水 大智	出水 至	始良市蒲生町北148-1	平成25年3月21日
境田公明後援会	境田 久幸	吉満 幸二	始良郡湧水町川西748-1	平成25年3月25日
つねよし太吾後援会	恒吉 太吾	恒吉 三四子	指宿市湯の浜四丁目20-18	平成25年4月2日
うえぞの哲生後援会	上園 哲生	川添 正道	日置市吹上町湯之浦	平成25年

			2482	4月5日
林誠治後援会	福崎 久義	千年原 孝	出水郡長島町山門野 3523	平成25年 4月5日
なかよしの党大津和 子後援会	大津 和子	蔵ヶ崎 麻美	鹿屋市田淵町1525-1	平成25年 4月8日

イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いわしげ仁子後援会	岩重 仁子	岩重 俊子	鹿児島市加治屋町1-9 柿本寺ビル1階	平成25年 4月2日

ウ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
尾辻秀久後援会	村岡 淳雄	松山 孝一	鹿児島市西千石町10-38	平成25年 3月27日
いわしげ仁子後援会	岩重 仁子	岩重 俊子	鹿児島市加治屋町1-9 柿本寺ビル1階	平成25年 4月2日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
公明党鹿児島県本部	代表者	持富 八郎	成尾 信春	平成25年 2月12日
	会計責任者	崎元 博典	持富 八郎	
自由民主党さつま町支部	主たる事務所の所在地	薩摩郡さつま町柏原1463	薩摩郡さつま町紫尾2235	平成25年 2月15日
	代表者	水流 克男	宮島 孝男	
	会計責任者	柏木 幸平	宮之脇 金次郎	
自由民主党鹿児島県バス支部	代表者	今村 雄吉	岩崎 芳太郎	平成25年 2月19日
	会計責任者	西村 将男	有馬 順一	
日本共産党鹿児島地区委員会	代表者	山口 広延	米重 均	平成25年 2月21日
	会計責任者	小柴 健介	山口 広延	
自由民主党志布志支部	代表者	川井田 幸一	野村 公一	平成25年 2月27日
公明党鹿児島第一総支部	主たる事務所の所在地	鹿児島市新照院町7-8	鹿児島市紫原六丁目5-6	平成25年 3月6日
	代表者	松田 浩孝	持富 八郎	
公明党鹿児島第六総支部	主たる事務所の所在地	奄美市名瀬金久町6-8	奄美市名瀬浦上町21-5	平成25年 3月6日
	代表者	與 勝廣	叶 幸與	
	会計責任者	大迫 勝史	與 勝廣	
自由民主党大根占支部	会計責任者	矢崎 隆一	秋元 達矢	平成25年 3月13日
自由民主党高山支部	主たる事務所の所在地	肝属郡肝付町新富399-1	肝属郡肝付町前田4073	平成25年 3月13日
	代表者	鶴田 志郎	木原田 進	
	会計責任者	川田代 恵一	福留 廣幸	
自由民主党根占支部	会計責任者	白川 順二	角園 健一	平成25年 3月13日
自由民主党東串良支	主たる事務所	肝属郡東串良町川	肝属郡東串良町川	平成25年

部	の所在地	東1202	西1517-2	3月13日
	代表者	久保田 義春	永田 康朗	
自由民主党坊津町支部	代表者	清川 満州男	石井 博美	平成25年 3月18日
自由民主党鹿児島県 歯科医師支部	代表者	竹之下 伸一	曾山 幸一	平成25年 3月29日
自由民主党枕崎市支部	主たる事務所の 所在地	枕崎市汐見町166	枕崎市別府東町 331	平成25年 4月8日
	代表者	町頭 與志郎	俵積田 義信	
	会計責任者	竹中 和幸	村上 ミエ	

イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
民主党鹿児島県第3 区総支部	代表者	打越 明司	川内 博	平成25年 3月22日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
石原てつろう後援会	代表者	新澤 清一郎	井尻 繁	平成25年 2月1日
田元和美後援会	代表者	神野 善久	牧野 和征	平成25年 2月1日
鹿児島県美容政治連 盟	代表者	谷上 司	三根 卓司	平成25年 2月6日
なみせあつろう後援 会	政治団体の名 称	なみせあつろう後 援会	浪瀬敦郎後援会	平成25年 2月8日
指宿医師連盟	代表者	福元 良英	大重 勝彦	平成25年 2月21日
	会計責任者	生駒 明	福元 良英	
鹿児島県土地家屋調 査士政治連盟	代表者	磯端 強志	坂元 均	平成25年 2月28日
鹿児島県理学療法士 連盟	主たる事務所 の所在地	奄美市名瀬末広町 16-1-2	日置市伊集院町下 谷口2567-1	平成25年 3月4日
日本行政書士政治連 盟鹿児島県支部	主たる事務所 の所在地	鹿児島市荒田一丁 目9-4	鹿児島市西千石町 3-13-301	平成25年 3月4日
池畑憲一後援会	代表者	永田 浩三	山口 満男	平成25年 3月6日
吉留大輔後援会	主たる事務所 の所在地	鹿児島市広木二丁 目34-5	鹿児島市田上町 4196-4	平成25年 3月6日
伊地知実利後援会事 務所	代表者	竿田 富夫	大里 章幸	平成25年 3月4日
鹿児島県歯科技工士 連盟	会計責任者	尾辻 守人	草留 謙二	平成25年 3月7日
鹿児島市医師連盟	会計責任者	上原 孝一郎	古謝 将一郎	平成25年 3月11日
鹿児島県電設政治連 盟	会計責任者	畠田 実	篤 俊治	平成25年 3月13日
鹿児島県中小企業団 体政治協会	主たる事務所 の所在地	鹿児島市御本町6 -12鹿児島総合卸 商業団地協同組合	鹿児島市鴨池新町 21-1	平成25年 3月18日

	代表者	内 小正 芳史	肥後 勝司	
幸福実現党薩摩川内後援会	会計責任者	川田 純一	鎌田 祐子	平成25年 3月21日
中原ちから後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市川上町 726	鹿児島市川上町 719	平成25年 3月25日
鹿児島県柔道整復師連盟	代表者	内 清治	吉留 義幸	平成25年 3月26日
鶴友会	会計責任者	鶴菌 美代子	松田 利文	平成25年 3月27日
さんたんぞの輝男後援会	会計責任者	倉内 公介	水枝谷 博文	平成25年 3月27日
つるぞの勝利後援会	代表者	大迫 健一郎	西村 佐多男	平成25年 3月27日
	会計責任者	鶴菌 美代子	松田 利文	
吉留厚宏を育てる会	主たる事務所の所在地	いちき串木野市生 福10479	いちき串木野市上 名10479	平成25年 3月27日
薩摩志士の会	主たる事務所の所在地	鹿児島市大黒町1 -3ブラザー鹿児 島ビル5F3	鹿児島市呉服町3 -19	平成25年 3月28日
のだ啓介後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市池之上町 3-23-506	鹿児島市春日町3 -13-204	平成25年 3月28日
始良郡医師連盟	会計責任者	川原 和也	井料 宰	平成25年 4月1日
鹿児島県トラック政治連盟	会計責任者	山崎 洋一	中間 博之	平成25年 4月1日
桂田みち子後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市宮之浦町 731-3	鹿児島市真砂町60 -14	平成25年 4月1日
	会計責任者	大田 裕美	山口 広延	
原発のない鹿児島をつくる会	主たる事務所の所在地	鹿児島市下田町 292-1	鹿児島市上荒田町 3-20福永ビル 102	平成25年 4月1日
向原よしたか後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市下田町 292-1	鹿児島市上荒田町 3-20福永ビル 102	平成25年 4月1日
日本共産党三島照後援会	主たる事務所の所在地	奄美市名瀬安勝町 12-8	奄美市名瀬安勝町 17-6	平成25年 4月2日
園田修光後援会	会計責任者	元山 寿哉	岡村 美穂	平成25年 4月3日
平田辰一郎後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市西千石町 6-16エルシオン 西千石503号	鹿児島市西千石町 3-26第6川北ビ ル3階	平成25年 4月4日
新しい鹿児島をつくる県民の会	代表者	井上 勇治	永田 賢治	平成25年 4月5日
山田としお鹿児島後援会	会計責任者	藤田 仁	小川内 利浩	平成25年 4月5日
森山きよみ後援会	代表者	山下 周一郎	小原 英彦	平成25年 4月9日

イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
---------	------	---	---	-------

あみしんクラブ	主たる事務所の所在地	神奈川県川崎市高津区溝口一丁目19-11-406	鹿屋市寿二丁目8-4	平成25年2月18日
---------	------------	--------------------------	------------	------------

ウ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
あみしんクラブ	主たる事務所の所在地	神奈川県川崎市高津区溝口一丁目19-11-406	鹿屋市寿二丁目8-4	平成25年2月18日

3 解散の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党鹿児島県南九州市区支部	川原 秀男	平成24年12月31日
国民新党鹿児島県支部	野間 健	平成25年3月22日

イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
民主党鹿児島県第5区総支部	網屋 信介	平成25年2月10日
国民新党鹿児島県第三選挙区支部	野間 健	平成25年3月22日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
田代よしかつ後援会	上村 耕	平成24年11月1日
古里貞義後援会	田尾 則男	平成24年12月10日
田之脇あつし後援会	田之脇 厚	平成24年12月20日
赤崎正剛と21世紀の会	富田 義浩	平成24年12月31日
上村廣実後援会	上村 廣実	平成24年12月31日
楠木園洋一後援会	田中 実	平成24年12月31日
幸福実現党薩摩川内後援会	川田 純一	平成24年12月31日
幸福実現党松澤茂後援会	松澤 茂	平成24年12月31日
境田公明後援会	境田 久幸	平成24年12月31日
松元正後援会	坂元 隼人	平成24年12月31日
みやじまたかお後援会	木原 晃一	平成24年12月31日
山下さとし後援会	増田 健二	平成24年12月31日
山下ひとみ後援会	重山 正久	平成24年12月31日
東完治後援会	中川 三継	平成25年2月7日
竹之下隆治の会	竹之下 隆治	平成25年2月26日
けいだたいすけ応援団	慶田 泰輔	平成25年2月28日
けいだたいすけ後援会	吉留 一雄	平成25年2月28日
山口修後援会	山口 修	平成25年2月28日
米丸文武後援会	畑井田 貞雄	平成25年3月5日
うえぞの哲生後援会	上園 哲生	平成25年3月31日
日本共産党桂田みち子後援会	山口 広延	平成25年4月1日

イ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
松下忠洋後援会	今村 農夫男	平成24年12月31日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
岩重 仁子	参議院議員	いわしげ仁子	鹿児島市加治屋	岩重 仁子	平成25年

		後援会	町1-9 柿本寺ビル1階	4月2日
--	--	-----	--------------	------

5 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
山之内つよし後援会	政治団体の名称	山之内つよし後援会	山之内毅後援会	平成25年2月7日
	主たる事務所の所在地	鹿児島市草牟田二丁目4-1	鹿児島市荒田一丁目40-10	
あみしんクラブ	主たる事務所の所在地	神奈川県川崎市高津区溝口一丁目19-11-406	鹿屋市寿二丁目8-4	平成25年2月18日
原発のない鹿児島をつくる会	主たる事務所の所在地	鹿児島市下田町292-1	鹿児島市上荒田町3-20福永ビル102	平成25年4月1日

6 資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体

指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
上田 勇作	鹿児島市議会議員	西風会	鹿児島市西陵四丁目51-1	上田 勇作	平成25年2月19日
竹之下 隆治	鹿児島市議会議員	竹之下隆治の会	鹿児島市西伊敷二丁目9-7	竹之下 隆治	平成25年2月26日
山口 修	鹿児島県議会議員	山口修後援会	鹿児島市桜ヶ丘一丁目2-12	山口 修	平成25年3月4日

鹿児島県選挙管理委員会告示第7号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年4月23日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表295の項を削る。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第43号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年4月23日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRA戦国DASH DS	奥村遊機株式会社	3P0086
ぱちんこ遊技機	CRA戦国DASH 出陣	奥村遊機株式会社	3P0169
ぱちんこ遊技機	CRビートエックスKXA2	株式会社高尾	3P0133
ぱちんこ遊技機	CRビートエックスKMA2	株式会社高尾	3P0143
ぱちんこ遊技機	CRビートエックスKAA2	株式会社高尾	3P0151
ぱちんこ遊技機	CR美夏美華L2-K	株式会社ニューギン	3P0181
ぱちんこ遊技機	CR NINJA BLADE	マルホン工業株式会社	3P0189

	A		
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこクロユリ団地H2	京楽産業、株式会社	3P0190
回胴式遊技機	BADBOYS0A	岡崎産業株式会社	3S0063
回胴式遊技機	スナイパイ72-A	ネット株式会社	3S0161
回胴式遊技機	英雄伝説空の軌跡J	株式会社ニューギン	3S0175
回胴式遊技機	ドラゴンギャル3D	株式会社SNKプレイ モア	3S0201